

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法			法令番号	昭和53年法律第36号				
手続名	森林組合の共済規程の変更又は廃止の承認			根拠条項	第19条第3項				
審査基準	<p>第19条第3項の規定による森林組合の共済規程の変更等の承認に係る審査基準は、被共済者の保護を図る等の見地から、「森林組合法の施行について」（昭和53年9月14日付け53林野組第174号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（2）のイなお書（※）のとおりとする。</p> <p>※「なお、共済事業は、我が国の森林の賦存状況、森林災害の発生形態等からみて当面全国森林組合連合会が行うものとする」</p>								
	受付機関	農林事務所	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	—	目次
							標準経由期間	日	No.